広島県公安委員会公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成22年4月19日

広島県公安委員会

委員長 水 野

勝

広島県公安委員会規則第9号

広島県公安委員会公印規則の一部を改正する規則

広島県公安委員会公印規則(平成21年広島県公安委員会規則第17号)の一部を次のように 改正する。

第1条の表中

г.				
	広島県公委	縦7ミリメートル 横11ミリメートル	1 運転免許証備考欄記入用2 交通規制に関する適用除外車両に係る標章の記載事項の変更用	を
г.				J
	広島県公委	縦7ミリメートル 横11ミリメートル	1 運転免許証備考欄 記入用 2 交通規制に関する 適用除外車両に係る 標章の記載事項の変 更用 3 高齢運転者等標章 の記載事項の変更用	に改める。

附 則

この公安委員会規則は,公布の日から施行する。